

第45回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

令和元年6月25日（火）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマ（裁判員制度）に関する意見交換

別紙第2のとおり

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

令和元年11月5日（火）午後3時

(別紙第1)

出席者

委員	有	本	耕	平
同	生	野	考	司
同	池	田	宏	行
同	上	野	和	也
同	岡	田	雅	夫
同	小	浦	美	保
同	斎	藤	寛	司
同	坂	本	万	明
同	寺	田	光	寂
同	名	合	弘	治
同	野	上	あ	や
同	松	島	幸	三
同	万	殿	純	子

(五十音順)

(別紙第2)

《今回のテーマに関する意見交換》

委員長

今回のテーマは、裁判員制度ということで、あっという間に10年経ったようですね。10年経ったといっても、裁判員を経験された方は国民のごく一部だろうと思います。ですから、評価を下すにはまだ早いのかなという気がしますが、一つの契機ですので、いろいろな意見をお出しいただきたいと思います。それでは、まず最初に、岡山地方裁判所刑事部による裁判員制度の現状等の説明をしていただきたいと思います。それを踏まえた上で、皆さんからいろいろな意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【裁判所からの説明】

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

御説明ありがとうございました。プレゼンの最後に出席率あるいは辞退率の改善ということが出ておりますけれど、最初の裁判員制度の趣旨からいうと、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上ということで、そこにずれがあるような気がしますけれど、基本的には裁判員制度というものが何のために導入されて、この10年間でその趣旨がどこまで実現されたかを中心に議論が進められたら良いなと思っております。出席率、辞退率は、そう簡単には改善されないのではないかと思いますので、むしろ裁判員裁判の制度理解、何のために導入されて、この10年間でその趣旨がどこまで実現されたのか、そのことを議論すれば、出席率や辞退率も改善される可能性があるのではないかという気がします。いずれにしても裁判員制度に

関する理解はまだ皆さんの中でも様々だと思しますので、それを深めるためにただいまの説明に対して御質問なり御意見がありましたら、積極的にお出しいただきたいと思ひます。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

A委員，いかがでしょうか。

A委員

審理の予定日数が増えているということは、要は丁寧な説明があつたり、詳しくいろいろしていきたりするので増えているという理解でよろしいのですか。あるいは、日数が増えるというふうになると、どうしても。

委員長

裁判員の負担ですよ。

A委員

辞退というか、そこまでは時間を割けないなということが、当然一審でもあつたと思うのですが、その辺はいかがですか。

事務担当者

必要な証拠を調べるということで、まずはどのような証拠が一番分かりやすく適切な証拠かということ、まずは公判前整理手続で調べる証拠自体は絞るのですが、実際の1日の公判の中で、例えば、証拠、書証、難しい証拠がたくさん出てきたときに、しばらく振り返りの時間を設けてから次に証人尋問の時間を入れるとか、そのように裁判員が、皆さん頭の中で整理をして次の証拠調べに臨むことができるように、休憩時間を少し多めに設けたり、振り返りの時間を、例えば午後4時頃に終わって、午後4時から午後5時までの時間を、証拠を振り返る時間を設けたりして、審理にゆとりのある日程を組んでいることが多いかなと思ひます。

そのような傾向があつて、審理日数が延びているというところは一つ考えられると思います。

A委員

ということは、導入当初はそこまで余り考えていなくて、どちらかというとも早く終わらせようとしていたけど、選ばれた裁判員の人たちの意見を聞いていくうちに、やはりもう少し時間を取った方が良いということで長くなってきているという理解でよろしいのですか。

事務担当者

そのように理解できると思われまます。

委員長

今の質問に関連して、延びているのだけど、裁判員を経験した人はそれに対して文句は言っていないのですか。

事務担当者

そうですね。スライドにもありましたけれども、評議時間が長かったというようなアンケートは年々、自由記載がある方だけをとらえていますので、全体的な自由記載が減っていれば減ってくるのですけれども、長かったという人は少なくなっているということは一つ挙げられると思います。

委員長

長くなったけれど、それは織り込み済みなのですね。会社との関係でトラブルが起こるということはないのですか、そんなに休んでもらっては困るみたいな。

事務担当者

恐らく当初にそのような、例えば、三日間審理がありますとか、五日間審理がありますということは、裁判員候補者として選ばれるときに日程を御案内していますので、その時点で、上司と相談されて、もう休めないというふうに言われたら辞退される方が多いかなと思います。

委員長

そうすると、辞退率には少し絡んでいるということですね。ほかに関連した御質問。どうぞ、B委員

B委員

私は、裁判員裁判を発足当初からやっています、もう11件以上はやっていまして、最初に反省会をやったとき、裁判員の方に評議の時間が短すぎると言われました。法律に接するのも初めて、裁判に接するのも初めて、あるいは専門用語も初めてで時間が欲しいと言われました。だから、要するに裁判員裁判が終わった後に、認定について自信がないままに何となく終わったというのがあったようなので、非常に消化不良になったというのが、その当時結構ありました。去年私は、裁判員裁判を1件やったのですけれども、今事務担当者も言われたように公判前整理手続にはどのくらいの時間をとっていかと、丁寧にやっという事で我々はやっていました。しかも評議に1日、結審して1日とか2日あけて、要するに判決まで何日か空けるというのもありました。だから、十分に評議してくれているので、裁判員の方も納得するでしょうし、結果について不満だろうけれども、被告人にとっても十分に審理してもらっているのかなというふうな感じになっている気がします。だから、審理の時間が延びていることが全てマイナスではないような気がします。

委員長

ありがとうございました。ほかに、関連しても結構ですが、裁判員制度そのものの理解を深めるということで、初歩的な質問でも結構だと思いますので、いかがですか。どうぞ、C委員

C委員

協議の中で企業への理解を求めるといふか、その方法についてというまとめがあったと思うのですが、商工会議所には中小企業の皆さん、3500社ほど会員がおりまして、その中で5月に最高裁から商工会議所に対して裁判員制度の周知がございました。それを商工会議所の最高決定機関の正副会頭会議、それから常議会というものがありまして、その中で最高裁から送られてきたものを従業員から配っていただきました。日商にもこのように来ているので、末端の倉敷商工会議所としても是非このことに対して協力していきたいのですが、実態はほとんどが中小企業なのです。先ほどの説明の中にもありましたが、大手企業の場合には、有給休暇ではなくて特別休暇というのでやっているの、日当とか交通費を給与から差し引かれることがない。有給休暇でもない特別休暇ということで裁判員に参加するということ認めているわけですけど。この新聞記事を見ますと、一般社団法人の労務行政研究所というところの調査では、裁判員休暇の制度を設けているのは55.5%で、従業員300人未満のところは41.1%と14%ほど少ないです。ですから、先ほどサラリーマンといふか、そういうところ、半分ぐらい占める裁判員のところでその部分も大きいのではないかと私は感じています。それで、倉敷商工会議所はどうなのかということで、私もまだ会議所へ来て1年で、まだ服務規定に全部精通しているわけではないので調べてみました。やはり裁判員とか証人、それから鑑定人として裁判所に出頭するとき、基本的には無給とする。要するに給料を払わないと、有給ではない。もっとひどいわけです。事務局長が必要と認めるときは有給扱いとするということで、私が事務局長ですから、私がそこで、あなたは裁判員として行

くべきである、参加すべきであるということを私自身が判断してくださいというのです。実は関係する弁護士の方にこれをお見せしたら、これは、少しまずいよという話で、属人化ではなくきちんと服務規程を直しなさいと言われたので、あえて今日はその話をしました。要は、現状で中小企業の場合、社員を裁判員として送り出せる環境ではないということを倉敷商工会議所の中小企業3500社を代表いたしまして、その点だけは御理解いただきたいと。今日は12人そろっておられるのですけど、たまたまヘンリー・フォンダの主演した「十二人の怒れる男」というような。先生方はよく御存じだと思うのですけど。裁判員制度というのは皆さんが異なる人生、あるいは意見をそれぞれ持ち寄って人が人を裁くという、私は映画の世界しか知らないわけですが、そんなことを強く感じています。

委員長

貴重な御意見をありがとうございました。それは随分引っかかるところで、大企業と中小企業では随分違う、それから非正規の労働者も随分増えていますしね。こちら辺に対しては、裁判所で何か考えていらっしゃるのでしょうか。

D委員

なかなかそこは難しい問題ですけども、制度の理解は進んでも、では応じられるかどうかというのは、企業の現実の状況にもよるでしょうし、規模だけではなくて、正に職種にもよるでしょうから。ただ、理解を進めるだけで更に進むのかというと少し難しい問題がありますが、まず理解していただくのは大事な事かなとは思いますが。10年前以前にはなかった制度ですし。

委員長

今のは、最高裁に聞かないといけないことかもしれませんが。12人の話は私も何度も映画を見ましたし、すごく感動的な映画だと私も思っているのですが、

ただあれは陪審員制度ですよね。陪審員制度だけれども、裁判にずっと参加するというのであれば同じような側面を持っているのですけれど、やはりアメリカでもいろいろな問題が出ているのではないかなという気がします。経済、生活も随分変わってきていますし、そんなに裁判に出て余裕のある人ばかりではないという気がします。報酬がどれだけ違うのか違わないのか、よく知りませんが。私自身は、陪審員制度の方が良かったのではないかという気がしているのですが、始まってしまいましたので、やはり裁判員制度を良いものにしていかないといけないと思います。ただ、アメリカにしても欧米にしても歴史が長いので、まだ始まって10年で良い悪いは、私は判定は無理だと思っています。だから、理解を進めるためにこの委員会として何をすれば良いのか、あるいは裁判所に何をさせていただく必要があるのか、そこら辺の知恵を出していただければ有り難いと思うのですが。裁判員制度の理解についてもう少し御質問等がありましたらお願いいたします。E委員は、取材などでこういうものを扱ったことはありませんか。

E委員

ここにおられるかなりの人数の方が裁判員制度を目の当たりにされていると思うのですが、普通に社会で暮らしている人からすると、なかなか制度としては知っていても、身近なものではないとは思いますが。私の周りにも経験した人はいるのですが、自分が経験したということをなかなか周りに言えない。こちらの方もそれをどこまで聞いたら良いのかというところに、お互いに壁があるようなことを感じています。それは、もう従来から言われているとおり守秘義務の関係があって、先ほどビデオで流れましたが、ふだんは評議の内容を第三者が知るということはできないということで。それ以外に職務上知ったことについても口外できない。それは、裁判が終わった後もずっと続くということで。その一方で感想とか、そういうことは述べても良いというふうになっていると思うのですが、裁判員さんの御意向によりますけれども、記者会見をされる場合もあり、その場合名前を出され

ることを了解される方もいれば、匿名でという方もいらっしゃると思いますが、全てをクローズしなければならないというような誤解があるのではないかと思います。その辺りを丁寧に、全て閉ざしてしまうと、制度の理解とはいっても、先ほどから説明があるように、統計上のアンケートで何パーセントの人がこう思っているという説明を受けても、では自分の友人とか身近なところであの人がこう言っていたという、そういう説得力のある話を身近に聞く機会がなかなかないのではないかなという気がしています。もちろん守秘義務として大事なことはあると思うのですが、裁判員を務めて、話しても良いというところもあるということを含めて、話して良いこととそうではないこととをきっちり分けて、話すことに少し安心感を持って、それから聞く方も、何をどこまで聞いて良いのかと、どうしても慎重にならざるを得ないと思います。先ほどのアンケートですと、平成30年では裁判員として経験して非常に良かったという方が6割は超えておられて、良いと感じた方を入れるともう9割以上の方が、経験された方は非常に良いというふうに思われているものがなかなか社会に広まっていかないという現状があるのではないかと思います。そこをどういうふうに改善していくかが制度の理解を深めていくということになるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。感想でも結構です。何かありますか。

事務担当者

守秘義務の説明につきましては、裁判所も、この範囲が守秘義務に当たる、この範囲は守秘義務に当たらないということを紙にまとめておきまして、その紙をまず裁判員に、公判の1日目に全員にお配りをして説明しているところです。ここの点を話して良いのでしょうかというような質問がありましたら、それに対して、この

話は大丈夫ですとか、この話は少し御遠慮くださいとか、そういう話もしておりますし、また裁判員経験者の意見交換会の際にも事前にそういう説明をしまして、実際にこういう感想は述べていただいて良いですとか、そういうところは繰り返しお話しはしているのですけれども、やはりなかなか義務に反したら怖いという思いがあるのかもしれない。

委員長

いずれにしてもこれは時を重ねないと、多分守秘義務違反で痛い目に遭う人が出ないと、定着しないのではないかと気がします。御存じかと思いますが、アメリカだと1日中裁判をずっと放映してる専門のテレビがあります。だから、裁判というのはすごくオープンです。それから、市民で裁判をやっている。これは正式な裁判ではないけれど、そのような裁判の仕組みもあります。要するに裁判というものをどう捉えるかということが国によって随分違いますので、日本はこれからどういう裁判を理念化していくかということも併せて考えていかないといけないのではないかと思います。それは、やはり国民の参加がとても大事だと私は思いますけれど、少なくとも何人かの方は裁判所に入って実際に裁判を経験したということは大変大きなことではないかなという気がしています。それで、裁判員制度が導入される前は、弁護士会はずっと陪審員制度を導入すべきだという意見をお持ちだったのではないかと気がしているのですけれど、そうでもないですか。今、裁判員制度を弁護士としてどういうふうに見られているのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

B委員

戦前から陪審員制度があって、戦時というので中止になったのですが、岡山では非常に定着していたらしいです。それがあったものですから、弁護士会も当初は陪審員制度と言っていたのですけれども、いかんせん陪審員制度自体が英米法ですよ。

そうしたら、根本的にあるのは共和制というのがあって、市民というのは私利私欲を超えてやっていくという、例えば教育委員会でも住民のみんなが順番でしっかりやっていくというような文化なのですが、日本ではどうしてもお上という意識があって、それでなかなかそこは良いようにいかないのではないかとこのころがありました。そこでフランスの参審制と陪審員制をミックスしたような。

委員長

参審というのは裁判に参加するという意味ですね。

B委員

裁判官と数名の市民と一緒に裁判をするというものです。フランスは、司法に対する不信感が、フランス革命の前のことがあったものですからそうなっているのですけども、非常に文化的な背景がないものですから、結局一番座りの良い今みたいな形になったと聞いています。

委員長

ありがとうございました。どうぞ質問がありましたら。A委員

A委員

一般の企業からして、最初に裁判員制度がスタートしたというときに何となく聞いたイメージでいうと、守秘義務という言葉のウェイトが非常に大きくて、裁判員の候補になったということ自体も公にしないようにという認識でいました。社員も多分そういう認識の者が非常に多いのではないかなと思います。実際に私のところに行って良いですか、ちょうど仕事が忙しい時期だったのでという相談があったのは1件ぐらいしかなくて、上司にちらっと言ったのはあるのかもしれませんが。実際に私のところまで良いですかと相談があったのは、ほとんどないです。ですか

ら、裁判員に選ばれたということ自体が周りに言っではいけないという認識が非常にあるのではないかなと思いますので、そこら辺が少し、最初の案内の文章の中でももう少し。先ほどの話だと、裁判員裁判がスタートするときにはここは言っても良いですよとか、ここは守秘義務がありますよという説明文があるということだったのでですけど、最初の当選したときの案内でもその辺はもう少し理解していただけるような文章にした方が良くはないかなということをおもいました。

委員長

今の質問はお分かりですよ。つまり、裁判員になったときではなくて、裁判員の候補になったときに、そのこと自体は別にオープンにしても構わないということですよ。構わないかどうか、そこら辺助言があるかどうかということですね。候補になった時点で守秘義務についてのコメントがあると良いということですか。

事務担当者

制度開始当時に、裁判員調整官という仕事をやっていましたので、この関係もよくやらせていただいたのですが、裁判員法では裁判員候補者になったこと自体は、広く言うのはやめてくださいとお願いしているところです。それはどうしてかという、裁判員候補者であるということ余り広く言い過ぎると、逆に事件の関係者の方から選ばれたら頼むよというような接触があると困るので、それはやめましょうねと言っていたのですが、やはり過去候補者になられた方から、どの範囲だったと言っても良いですかという御相談をよく受けておりました。それはやはり仕事をお休みして、もし来れるのでしたら会社の方にも言わないといけなんでしょうし、御家族にも当然言ってからでないと、お父さんは会社に行っているのかと思ったら裁判所に行っていましたとか言うのとびっくりされるので、御家族の方にもきちんと行ってから参加してくださいというようなお話をしているところです。ですから一応建前としては広く言うことは控えてくださいというのは法律で求められていると

ころですけれども、御自分の周り、要するに参加するために話しておかないといけ
ない方については、当然それは言って良いということで昔からお話はさせていただ
いているところです。多分今の裁判員調整官もそのようなお話は、お問合せいただ
ければさせていただいているのではないかと考えております。

A委員

そこら辺の表現のところで、受け取る方としたら言わない方が良いんだというこ
とで、基本的にはもう言うてはいけないというスタンスだと思います。社員が選ば
れたという話はほとんど聞くことはないので、どうでしょうかということもあり
ませんし、実際に行ったという話も聞いたこともないですし、ということで広まっ
ていかないのではないかなと思います。当然いろいろな事情があってクローズドに
している部分があるのは分かりますけれども、やはり理解してもらって広めていこう
という部分とクローズドにしようという部分のバランスがもう少しうまくいったら
良いのではないかなと思います。

事務担当者

むしろ、こういうペーパーを送っていますけれども、これにもう少しそういった
ことも加えた形でというような御趣旨ですか。

A委員

はい、そうです。

委員長

いずれにしても、日本では裁判はお上なので、なかなか難しいところがあるかな
という気がします。はい、どうぞ。

F 委員

余り改善になるような話ではないのですが、経験した人が9割以上は良かったと言われる。それが一番大事なことなのですが、最初に裁判所の方が説明で来られたときにも、その辺は皆さん、10年しか経っていないので余り考えることもないのではないかなと申し上げたのですが、考えるうちに、会社の方に理解してもらえないというときもあるけど、会社が理解をしないのか、それとも自分自身が余り行きたくないから、仕事で行けませんというようにしてくださいという人も、私はかなりあるのではないかとは思いますが。日本人の気質というのは、話をするとき、何か物事があつたときに最初に謝る。謝ってから始めます、ごめんなさいと。これは世界にないことですよ。ですから、様々な決定を下すという立場のところには行きたくないという国民性もかなりあるのではないかと思えます。その中であって、先ほどの秘密を守らなければいけないということで、非常に自分にプレッシャーがかかるところもある。今までずっと続けてこられて、来てもらうのに非常に苦労されているということをお聞きしたのですが、やはり誰でも良いから来てくださるなら、一番それに越したことはないですけど。だけど、日本の国民性を考えると、やはりそういうこともあるのではないかなと思えますが、これからも自信を持ってやっていただけたら良いと私は思っております。

委員長

とても良い意見を挙げていただいたのかなという気がします。ほかに御意見は。どうぞ、G 委員

G 委員

今の発言で、裁判はお上がするものと今まで自分が思っていたので、そのとおりだなというふうに思ったのですけれども、やはり企業ですので、特別有給休暇を取得できる企業であっても、実際に現場で、では自分の今の仕事を1週間、10日休

んで、本当にそれが取得できるかという、現実的にはとても難しいと思います。本当にそういうふうに参加したいという気持ちがあってもできないというところと、あとやはり怖い、人を裁くのが怖いとか、殺人事件であるとか、人の運命を左右する立場になるのは嫌だという気持ちはやはり誰にもあると思うので、辞退率を下げるには、そういうことを経験することが良いことだということを理解するということが必要なのですけれども、ある程度本気で辞退率を下げるのであれば、強制力を働かせるのも必要かと思います。少し乱暴ですけども。例えば、働き方改革で有給を、じゃあ何日以上取りましょうと法律ができました。今までだと、冗談じゃないよというふうに思っていた企業も、取らせないと、これは何か罰則があるなということで、そういうふうには動いていますので。少し乱暴ですけども、そういうことも少し考えたら良いのかなという気もします。

委員長

今の点について何か裁判所の方から御意見ありますか。これは裁判所の話ではありませんね。法律の改正の話ですか、強制ということで。ほかに御意見。H委員、何かありませんか。

H委員

ポスターだったかと思うのですが、先ほどスライドにもありましたとおり、経験をした人が良い経験だと思ったというのがどんと出ている裁判員制度に関するポスターを見たことがあるのですが、それを見て何を思うかという、あっ、だったら心配がなさそうだから行っても良いなとか、だったら私もやってみたいなと思うと思うのです。今までの今日のお話でも、参加したい、したくないという話が結構出ていたと思うのですが、本当は参加しないといけない。だから、したい、したくないというのはかなりソフトな話であって、本質は、本当はやらなければいけないことだということになるはずなのですから、それを言ってしまうと、特

に制度の当初だと反発、負担ばかり増えてという意味で反発が予想されていたので、そういうソフトな話というのが裁判員制度を語る時にスタンダードになっているのかもしれませんが。でも本人にとって良い経験になるという話では本当はないはずなので、企業の人たちも、あなたが行きたいなら行っても良いとか、そういう話ではなくて、あなたは行かなければいけないと本当は言わなければいけないはずですから、何か最初の3ページにあった国民の理解の増進とその信頼の向上というのが結局何のことかよく分からないので、なぜ我々がしなければいけないかというところまで議論ができていなくて、それで結局ソフトな話しかできていないという状況だと思います。10年経ったので、ここで行かなければいけないんだと言ってしまっても良いのではないかと思います。

委員長

私も基本的にその意見に賛成です。だから、最高裁判所が、なぜこの裁判員制度を導入したか。例えば一つ、当時裁判に対する国民の不信感というか、裁判が見えないみたいなことがあったのかなという気がするのですが。例えば一つ、裁判員裁判で出た判決が上級審でひっくり返されるということがあったのですね。英米、アメリカだと、たしか、被告人に有利な判決を検察側が控訴することはできない。というのは、裁判を受けるというのはすごい被告人にとってはピンチなことなのですね。それを一審で無罪になったのに、またもう一回やられるというのは、それはもうひどい。人権無視もいいところで、そういう発想が日本人には少し欠けているのかなという気がしますね。日本人は、やはり真実を追求する。幾ら一審で無罪だったとしても、本当は真犯人だったのではないかということに対する不信感みたいなものがあって、だから裁判というものについての考え方が随分アメリカとは違うような気がするのですよね。そういう点で、できたら私は、アメリカに近いような発想を裁判所にしていただきたい。だから、裁判員裁判で出た判決は、もう絶対的なものとして扱ってほしいなという気がしているのですね。そういうところがこの国

民の理解云々ということにつながるのではないかという気がしているのですけれど。そういう意味でいうと、陪審員制度は、一種のアメリカにとってはゲームみたいなもので、皆さん御存じのとおり、O・J・シンプソンという例のアメリカンフットボールのヒーローが奥さんを殺したということで裁判になって、刑事事件で無罪の評決を得て民事責任は問われるという、とても矛盾した話なのですけれど、でもアメリカ人にとっては、刑事事件は刑事事件、民事事件は民事事件、もう全然別物なのです。そういう割り切り方が日本人はなかなかできないので、すごく難しいのですけれど。やはり裁判員裁判を積み上げていくことによって日本人らしい文化を作っていくとか、そういうことを考えていけないのかなという気がしております。私の意見に対する反論でも構いませんし、ぜひ積極的に御意見をお願いしたいと思います。I委員お願いします。

I 委員

私は、正直まだ裁判員裁判を経験していない方の弁護士です。B委員と逆です。経験していないからこそその意見かもしれないですけど、今だにこの制度がなぜあるのか、なぜ導入されたのか分かっていない方の弁護士の一人です。裁判所が辞退率を下げる、あるいは出席率を上げるために、個々の裁判員経験者の感想を集約しているのは、それはそれで分かるのですけども、もともとこれを導入したのが、先ほど冒頭でお答えいただいた国民の理解の増進と信頼の向上ということであるならば、個々の経験者がどうというよりは、これを導入して国民の意識がどう変わったのかの方がよほど重要なはずなのですけども、不安だったけどやってみるとできましたというような、個々の人の問題では本来ないはずなのですけども、何かその個々の人の話ばかりになっている気がします。なぜ参加しなければいけないのかと、なぜこんな負担を強いてやっているのだろうかというところの理解は、まだ国民の中でされていないのかなと。例えば、裁判の適正さということであるなら、今までの職業裁判官がきちっとされていたのがいい加減だったということで導入されたわけで

は多分ないので。では、なぜわざわざ素人を捕まえてきてやっているのかというところの理解が、例えば裁判員制度が始まって、こんなふうに判決の傾向が変わったけど、それはそれで良いのではないのかという議論も、本当に出せるかどうか分かりませんが、性犯罪は重罰化とか、あるいは介護殺人はどうとかいった意識を反映させるのがこの制度の良いところだということをもっと出すとか、何かそういったことをしても良いのかなというふうに思いました。あと、先ほどの議論でもありましたけれども、まだまだ環境が整っていないという中でどうするかなのですけれども、私自身、弁護士としてやったこともなければ、裁判員としてかかわることもまだですけど、個々の裁判員の視点からすると、やらされることの責任の重さに比べて報酬がとても少ないなど。恐らく時給1000円、2000円いかないでしょうね。普通のアルバイトなのに、ものすごい正規的なマニュアルで条項を見せられて、結構尾を引くような、精神的に尾を引くようなことをやらされるにもかかわらず報酬が低いと。中小企業は環境が整っていないから、無給のところも結構あると。少し踏んだり蹴ったりだなというふうに思います。

委員長

大変貴重な御意見だったと思いますが、ほかに。どうぞ、B委員

B委員

一つは、裁判員裁判の制度設計が控訴審をまだ十分考えていないという点が、控訴されてひっくり返るという要素なので、ここは今後の課題ではないかと思っています。フランスの参審制は、例えば、岡山で一審をやりますと、別の県で二審をするようになります。そのような仕組みを作っているのですね。同じようなことをするのは参審制なのですが、そういうものも検討に値するかなと思います。それから、個々の反省会を開いて裁判員経験者と話をして感じるのは、本当に真剣ですよ。日本人というのは、本当に。最初に面接をしますが、そのときには少し

自信がないような感じですがけれども、午前中に選任手続が終わって午後開廷となる場合、あるいは翌日開廷のときに、もう表情が変わっていますね。自信に満ちています。だから、もう使命感に満ちていますし、それから後の反省会でも本当に考え抜いてくれていると思います。本当にプロの裁判官に劣らないくらいに考えてくれているなという感じがします。だから、良い経験だったという発言が出ると思うのです。これは非常に貴重です。それで、10年以上私はやってみて、随分変わってきたなと思っています。どの点が変わってきているかといったら、やはり裁判員制度がもう根付いてきているなという気がしています。それから、以前よりも、国民にとっての負担感は、だんだん余りなくなっているのではないかなという気がしているのですけれども。だから、どうしてこう辞退率が高いのか分かりませんが、定着してきたのは間違いないなと私は思っています。あと、この間、去年の終わりでしたか、マスコミの人に傍聴してもらって、反省会を開いたことがあったのです。法曹三者と、裁判員経験者ですね。このような会を開いて、経験をもう少し報道してもらおうという機会を増やしたらどうかなとは思いますが。

委員長

ありがとうございました。J委員、何かございませんか。

J委員

七、八年ほど前ですが、私の職場で部下が裁判員に選ばれるということがありました。そのときは、裁判員制度が始まって間もなかったもので、守秘義務があることで裁判員のことを職場の中でどこまで話して良いものか悩みました。また、本人が休みに出てきて仕事をするなど、本人への負担が出ていました。公務員は特別休暇の制度があり、裁判員になるのは義務だと考えていますが、職場の中で、本人負担や周囲もフォローする必要がある制度だと思います。裁判員を送り出すことになった職場ではいろいろ苦労しながらやっている現状があると思います。

委員長

ありがとうございました。K委員，何かありますか。

K委員

私は民事担当ですので刑事は全く素人ですけれども，私は，職業を通じて以外には，私の身の回りで裁判員裁判に関与したという人に一人も会ったことがありませんが，もしかしたら先ほどから御指摘のある情報に関するクローズドにすべき部分とオープンにすべき部分のバランスについて，もう少し考えていくべき点があつて，身近だなというふうに感じる機会というのが減ったりしているのかもしれないなどという印象は，今日のお話を聞いて受けました。

委員長

L委員，何かございませんか。

L委員

よく分からない，難しいところですけど，いずれにせよ市民参加ということであれば，先ほど来お話が出ていますが，英米などあるわけですね。他方で，自分たちで物事は決めるという司法に対する不信を持っている国々でも，参加率がかなり落ちているというような話も聞きます。当然それなりの対応は各国でとられていると思いますが，この辺りの調査は当然裁判所もやられているのだと思うのですが，それはどうですか。ここで話しするのだったら，大体どういう対策をとられているのかというのは題材として裁判所の方から御提示いただいた方が話がいろいろできて，発想が浮かびやすいのではないかと。もう一つは，ここでいろいろ想像でこうではないか，ああではないかというものもあるのですが，実際やはり辞退される方の御意見というのが一番知りたいです。匿名のアンケートというのは郵送だと難しい

のですけど、インターネット上にこういうアンケートに御協力くださいというようなページを立ち上げるとか、どこら辺に実際の勘どころがあるのかということを探る作業というのも考えても良いのかなと。新聞を見ても、公判前整理手続の長期化と辞退率の増加のこの2大問題をもうずっとやられていますから。もう少しプラグマティックな方法論で迫っていった方が良いでしょうな印象は持ちました。

委員長

いや、おっしゃるとおりだと思います。私も今回の議論を進める上で、アメリカでも陪審員になりたくない人が結構増えているのではないかなという気がしていますけど、そこら辺の調査とか、そういうのは最高裁がやっておられるのかなと。もし調査しているのであれば、そういうのは是非聞きたいと思います。どこの国でも、時代は変わっているわけですから、いろいろ問題は生じてきているのではないかと思いますので、そういう比較的な議論も是非展開していただきたいなというふうに思っています。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、I委員

I委員

お答えいただけるのであればお答えいただきたいのですが、現場の裁判官からして、この制度は実際どうなのかというところがまだよく見えないのです、国民を参加させるということがです。裁判所も、現場の方も、ああ、この制度で良かったと、本当に良くしていきたいというのであれば、どういう点が良くて、裁判所にとってもこんなふうに良い面があるから是非協力してくださいということがあるのなら、もっとそのことはアピールしても良いのかなと思うのですが、とにかく経験者が良い経験になりましたばかり言っている。だから、その経験者を通じてPRしていくのだとすると、あと何十年もかかるのかなということなので、現場がどうなのかというところなのですが。現場からすると、正直面倒くさいとかいう

のもあるかもしれませんが、そういうところはどうかなと思います。

委員長

事務担当者の方、いかがですか。

事務担当者

私は、裁判官になって20年少しの経験ですけれども、やはり裁判官になりたての頃は、刑事事件についての記録も膨大なものがありまして、また審理の時間も期間が限られているものではなく、五月雨式にずっと重大な事件を月に1回程度調べながら行っていたというところがありましたけれども、裁判員裁判が導入されるに伴って、重大な事件を短期間で必要な証拠に絞って調べるということは、本当に裁判自体が、公判でも分かりやすい証拠に絞られているので、法廷で見て聞いて分かる内容になっていますし、またそのような証拠が調べられることによって、判決書も分かりやすい判決を目指すということで、裁判官もかなり工夫を凝らしているところかと思います。まず、判断の分かれ目というのが何かというところ、どこに着目して事実を認定したかですとか、このような理由に至ったということを短く分かりやすい表現をするにはどうしたら良いかということ日々工夫を重ねているところです。ですので、裁判官としましても、見て聞いて、法廷で心証をとって、それをいかに分かりやすく傍聴席、被告人、また控訴審、一般の方に向けて判決書を書くかというところの力も試されていると思いますので、判決書一つを見ても、かなり分かりやすい判決を目指すようになったかなと思います。そういう点が裁判官にとりましても、かなりメリットは大きかったと思っております。

I 委員

そういったところも是非アピールしてもらい、だから現場にとっても意味があるので継続してくださいとやらないと、少し材料が乏しいのかなと思いました。

委員長

ですから、裁判員になって良かったということだけではなくて、裁判が早く進んでいるということなどを、国民は余り意識していません。PRが足りていないのではないかという気がします。昔でしたらそれこそ次の期日はいつにしましょうとか、何月に行くか、それは私予定がふさがっていますと言って期日が延びたりしていました。裁判というのは気楽なものだと私も昔思いましたけれど。傍聴していない人は、そのようなことは全然分かりません。やはり確かに裁判は早くなったのだらうと思います。今お話があったように、判決も分かりやすくなったと思いますが、判決を読む人もほとんどいません。研究者はともかくとして、何か工夫が要るかもしれません。是非裁判所の方も参考にしていただければと思います。皆さんからいろいろ御意見いただいて、ありがとうございました。大変充実した議論ができたと思います。まだ御意見がおありかもしれませんが、時間が来ましたので、質疑はここで打ち切らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(別紙第3)

《次回のテーマに関する意見交換》

委員長

それで、次回のテーマについて御相談ですが、今日裁判員制度について御議論
いただいて、宿題はそんなに出ていないような気がするのですが、もう少しこ
の議論をしたいという御希望があればまた扱いたいと思いますが、いかがでしょう
か。もうこの件は取りあえずこれでよろしいでしょうか。もしよければ、次回はま
た別のテーマにしたいと思いますが、皆さんから何か御希望がございますか。是非
このテーマでやっていただきたいというようなことはありませんか。特に希望がな
いようでしたら、裁判所の方に次回のテーマを一任していただけますか。それでは、
裁判所の方で是非良いテーマを見付けて御案内いただきたいと思います。それでは、
次回は裁判所の方にテーマはお任せするという事で、今日は閉じさせていただき
たいと思います。どうも御協力ありがとうございました。